

大阪市告示第1628号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 剣道場 柔道場	令和7年12月8日（月）

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年12月5日（金）から 同月6日（土）まで	午前8時から 午後9時まで
	令和7年12月7日（日）	午前8時から 午後12時まで
	令和7年12月9日（火）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年12月11日（木）	
	令和7年12月13日（土）	
	令和7年12月14日（日）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和7年12月17日（水）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年12月20日（土）から 同月21日（日）まで	午前8時から 午後9時まで

	令和 7 年12月 25 日（木）	午前 8 時30分から 午後 9 時まで
	令和 7 年12月 26 日（金）	午前 7 時30分から 午後 9 時まで
	令和 7 年12月 27 日（土）から 同月 28 日（日）まで	午前 8 時から 午後 9 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）